

【連帯債務】

- 1 債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は(①)によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の1人に対し、又は(②)全ての連帯債務者に対し、(③)の履行を請求できる。
- 2 連帯債務者の1人について法律行為の無効・取消しの原因があっても、他の連帯債務者の債務は、その効力を()。
- 3 連帯債務者の1人と債権者との間に更改があった場合、債権は()消滅する。
- 4 連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は()消滅する。
- 5 問4の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の()において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を(②)。
- 6 連帯債務者の1人と債権者との間に混同があった場合、その連帯債務者は、()をしたものとみなす。
- 7 連帯債務者の1人について生じた事由の効力は、他の連帯債務者に及ばないのが原則であるが、債権者及び他の連帯債務者の1人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は()。
- 8 連帯債務者の1人が弁済をした場合、他の自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を(①)、他の連帯債務者に対し、その免責を得た額を超過した財産の額が自己の負担部分を(②)の範囲で、免責を得た額を超える場合、免責を得た額のうち(②)の範囲で求償権を有する。
- 9 問8の求償は、弁済その他()の法定利息及び避けるべきであった費用その他の損害の賠償を包含する。
- 10 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の1人が()弁済等の免責行為をした場合、他の連帯債務者は、(②)を有していたときは、自己の負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗できる。相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、(③)に相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求できる。
- 11 弁済等の免責行為をした連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が(①)弁済等の免責行為をしたときは、他の連帯債務者は、(②)を有効なものともみなすことができる。

A5サイズ